

質屋営業法施行細則をここに公布する。

質屋営業法施行細則

(目的)

第1条 この細則は、質屋営業法(昭和25年法律第158号。以下「法」という。)及び質屋営業法施行規則(昭和25年総理府令第25号。以下「規則」という。)を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(申請書等の様式)

第2条 法及び規則の規定による申請書及び届書の様式は、次のとおりとする。

- (1) 規則第2条の質屋の許可申請書は、別記第1号様式
- (2) 規則第4条の営業所の移転の許可申請書、規則第5条の質屋の管理者の新設又は変更の許可申請書、規則第8条の質屋の営業内容変更の届出書及び規則第12条の書換申請書は、別記第2号様式
- (3) 規則第6条の質屋の廃業届出書、規則第7条の質屋の休業若しくは休業期間の延長の届出書、規則第10条の死亡の届出書又は規則第14条の2の質屋許可証の返納理由書は、別記第3号様式
- (4) 規則第7条の質屋営業再開届出書は、別記第4号様式
- (5) 規則第9条の質物の保管設備の変更届出書は、別記第5号様式
- (6) 規則第13条の質屋許可証の亡失若しくは盗難の届出書又は規則第14条の質屋許可証の再交付申請書は、別記第6号様式
- (7) 法第14条第2項の質物台帳及び質取引人名簿の毀損、亡失又は盗難の届出書は、別記第7号様式
- (8) 法第23条の質物の保管を命ずる場合の保管命令書は、別記第8号様式

2 前項の申請書及び届出書は特に指示する場合はほか正副2通を提出するものとする。

(質物の保管設備基準)

第3条 法第7条第1項の規定による質物の保管設備の基準は次のとおりとする。

- (1) 保管設備の大きさ及び構造は、その営業の内容に応じて、適正なものでなければならない。
 - (2) 保管設備は、営業所と同一の敷地内に設けなければならない。ただし、やむを得ない場合は、近接する他の敷地内に設けることができる。
 - (3) 保管設備の内部は、壁及び床を板張構造とするなどの防湿上の措置を講じなければならない。ただし、耐火金庫を保管設備として使用する場合は、この限りでない。
 - (4) 保管設備の主要構造部は、次の各号のいずれかに該当する構造でなければならない。
 - ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第7号に定める耐火構造
 - イ 土蔵造
 - ウ 前2号に掲げるものを除くほか、鹿児島県公安委員会がこれらと同等以上の耐火性能を有すると認めたもの
 - (5) 保管設備の開口部には、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第109条第1項に定める防火設備を設けなければならない。
 - (6) 保管設備の開口部には、シャッター、鉄製扉等侵入防止のために有効な設備及び堅ろうな施錠設備を設けなければならない。
 - (7) 保管設備の適当な箇所に、防犯上必要な非常ベルその他の非常警報装置を設けなければならない。ただし、営業所その他に同様の装置があるものについては、この限りでない。
 - (8) 保管設備の出入口以外の開口部には、金網等ねずみの侵入を防止するための設備を設けなければならない。
- 2 現に質屋営業の許可を受けて質屋営業を行っている者が、補修、建て替え等のため、当分の間、別に保管設備を設けようとする場合における当該保管設備(以下「仮保管設備」という。)については、第1項第2号及び第8号の規定は適用しないものとする。
- 3 仮保管設備の出入口以外の開口部については、第1項第5号の規定は、当該仮保管設備に付随して火災警報装置を設置しているなど防火上の措置が講じられている場合には、適用しないものとする。
- 4 仮保管設備の出入口以外の開口部については、第1項第6号の規定中「シャッター、鉄製扉等侵入防止のために有効な設備及び堅ろうな施錠設備」とあるのは、「施錠設備」と読み替えるものとする。
- 5 前3項に定める特例措置は、仮保管設備の使用を開始してから2年間に限り適用する。

(不許可処分の通知)

第4条 法第3条第3項の規定による公安委員会の不許可処分通知は、鹿児島県公安委員会文書管理規程(平成13年鹿児島県公安委員会規程第2号)の別表に定める公文例により理由を付して申請者に通知しなければならない。

(手数料の徴収)

第5条 警察署長は、第2条第1項に規定する申請書を受領するときは、鹿児島県手数料徴収条例(平成12年鹿児島県条例第11号)に定める額の手数料を徴収するものとする。

(保管命令)

第6条 警察署長は、法第23条の規定により質物又は流失物の保管を命ずるときは、保管命令書(別記第8号様式)を交付しなければならない。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 次の規則は廃止する。

- (1) 質屋営業法同施行規則取扱規程(昭和29年鹿児島県公安委員会規則第5号)
- (2) 質物の保管設備基準(昭和29年鹿児島県公安委員会規則第6号)は廃止する。

付 則(昭和40年4月30日公安委員会規則第13号)

この規則は、昭和40年5月20日から施行する。

付 則(昭和45年7月20日公安委員会規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和53年7月31日公安委員会規則第12号)

この規則は、昭和53年8月1日から施行する。

付 則(平成7年10月16日公安委員会規則第11号)

この規則は、平成7年10月18日から施行する。

付 則(平成10年11月4日公安委員会規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年10月7日公安委員会規則第13号)

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

付 則(平成24年3月16日公安委員会規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に質屋営業の許可を受けている者が設けている保管設備又は許可申請をしている者に係る保管設備については、第3条第1項第5号、第7号及び第8号の規定は、適用しない。

附 則(令和元年12月13日公安委員会規則第13号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和3年3月19日公安委員会規則第8号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記第1号様式(第2条関係)

別記

第1号様式(第2条関係)その1

資料区分	31	受理年月日	5. 令和	年	月	日
受理警察署	() 署	許可年月日	5. 令和	年	月	日
許可証番号						

質 量 許 可 申 請 書

質屋営業法第3条第1項の規定により許可を申請します。

年 月 日

鹿児島県公安委員会 様

申請者の氏名又は名称及び住所

氏 又 は 名 称	(フリガナ)						(漢字)					
法人等の種別	1. 株式会社 2. 有限会社 3. 合資会社 4. 合管会社 5. その他法人 6. 個人											
生 年 月 日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日			
	0	1	2	3	4	5						
住 所	都道府県						市区町村					
	電話 () ー 番											
本 (国) 籍												
業 所 在 地	(フリガナ)						(漢字)					
	(住所と同じ場合は、記載をしない。)											
	都道府県						市区町村					
	電話 () ー 番											
種 別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 5. 管理者											
氏 名	(フリガナ)						(漢字)					
生 年 月 日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日			
	0	1	2	3	4	5						
住 所	都道府県						市区町村					
	電話 () ー 番											
本 (国) 籍												

記載要領

- 1. 斜上段の細格内には記載しないこと。
- 2. 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

その2

資料区分	32	受理年月日	5. 令和	年	月	日
受理警察署	() 署	許可年月日	5. 令和	年	月	日
許可証番号						

種 別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 5. 管理者											
氏 名	(フリガナ)						(漢字)					
生 年 月 日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日			
	0	1	2	3	4	5						
住 所	都道府県						市区町村					
	電話 () ー 番											
本 (国) 籍												
種 別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 5. 管理者											
氏 名	(フリガナ)						(漢字)					
生 年 月 日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日			
	0	1	2	3	4	5						
住 所	都道府県						市区町村					
	電話 () ー 番											
本 (国) 籍												

氏名	(フリガナ)												
	(漢字)												
生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日				
	0	1	2	3	4	5							
住所	都道府県						市区町村						
	電話 () - 番												
本(国)籍													

資料の保管 設備の概要	
----------------	--

記載要領

- 1 最上段の枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

第2号様式(第2条関係)

資料区分	33	受理年月日	5. 令和	年	月	日
受理警察署	() 署					

許可申請書
 営業内容の変更届出書
 許可証の書換申請書

質屋営業法第4条 第1項 の規定により営業内容の変更の 許可の申請をします。
 第2項 の規定により営業内容の変更の 届出をします。
 質屋営業法第8条第2項の規定により許可証の書換えを申請します。

年 月 日

鹿児島県公安委員会 様

申請(届出)者の氏名又は名称及び住所

許可証番号						
許可年月日	3. 昭和	4. 平成	5. 令和	年	月	日
氏名	(フリガナ)					
又は名称	(漢字)					

変更事項

変更年月日	3. 昭和	4. 平成	5. 令和	年	月	日
氏名	(フリガナ)					
又は名称	(漢字)					
法人等の種別	1. 株式会社 2. 有限会社 3. 合資会社 4. 合資会社 5. その他法人 6. 個人					
住所	都道府県		市区町村			
本(国)籍						
業者種別	(フリガナ)					
所在地	都道府県		市区町村			
移転事由						

変更区分	1. 削除：従前の管理者等(種別のみ記載) 2. 追加：新たに管理者等を追加(種別のみ記載) 3. 変更：旧職に就した人の届出事項を変更(旧職・新職ともに記載) 4. 交待：従前の管理者等が退任するとともに、新たに管理者等が就任(新職・旧職ともに記載)									
変更年月日	3. 昭和	4. 平成	5. 令和	年	月	日				
旧 理 者	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 5. 管理者								
	氏名	(フリガナ)								
新 理 者	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 5. 管理者								
	氏名	(フリガナ)								
住所	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日
	0	1	2	3	4	5				
本(国)籍	住所	都道府県		市区町村						
	電話	() 番								

- 記載要領
- 1 最上段の欄内には記載しないこと。
 - 2 不要の文字は、斜線で消すこと。
 - 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
 - 4 各「変更年月日」欄には、当該事項の変更があった年月日を記載すること。

その2

資料区分	34	受理年月日	5. 令和	年	月	日
受理警察署	() 署					

許可証番号						
許可年月日	3. 昭和	4. 平成	5. 令和	年	月	日
氏名	(フリガナ)					
又は名称	(漢字)					

変更事項

変更区分	1. 削除 2. 追加 3. 変更 4. 交待									
変更年月日	3. 昭和	4. 平成	5. 令和	年	月	日				
旧 理 者	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 5. 管理者								
	氏名	(フリガナ)								
新 理 者	種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 5. 管理者								
	氏名	(フリガナ)								
住所	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日
	0	1	2	3	4	5				
本(国)籍	住所	都道府県		市区町村						
	電話	() 番								
変更区分	1. 削除 2. 追加 3. 変更 4. 交待									
変更年月日	3. 昭和	4. 平成	5. 令和	年	月	日				
種別	1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 5. 管理者									
氏名	(フリガナ)									

目	(漢字)										
	生年月日	西曆	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	
種	別	1. 代表者 4. 業務を行う役員 3. 法定代理人 5. 管理者									
	氏名	(フリガナ)									
新	生年月日	西曆	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	
	住所	都道府県 市町村 番地 丁目 番									
本(国)籍	電話 () - 番										

記載要領

- 1 最上段の欄内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 各「変更年月日」欄には、当該事項の変更があった年月日を記載すること。

第3号様式(第2条関係)

第3号様式(第2条関係)

その1

資料区分	35		受理年月日	5. 令和	年	月	日
受理警察署		() 署	届出等級別	1. 廃業・解散・消滅・取消し2. 休業3. 死亡			

廃業届出書
 許可証の返納理由書

買収営業法第1条 第2項 第3項 の規定により 休業 の届出をします。

買収営業法第9条 第2項 第3項 の規定により許可証を返納します。

年 月 日

鹿児島県公安委員会 様

届出(冠婚)者の氏名又は名称及び住所

許可証番号							
許可年月日	3. 昭和	4. 平成	5. 令和	年	月	日	
氏名	(フリガナ)						
又は名称	(漢字)						
住所	都道府県		市区町村				
名称	(フリガナ)						
又は名称	(漢字)						
所在地	都道府県		市区町村				
	電話 () - 番						

廃業(解散・消滅・死亡・取消)日	4. 平成	5. 令和	年	月	日		
休業期間	4. 平成	5. 令和	年	月	日から	月	日まで
発見・回復日	4. 平成	5. 令和	年	月	日		

返納理由	1. 買収営業を廃止した。 2. 許可証の交付を受けた法人が合併以外の事由により解散した。 3. 許可証の交付を受けた法人が合併により消滅した。 4. 許可証の交付を受けた者が死亡した。 5. 許可が取り消された。 6. 亡失した許可証を発見し、又は回復した
休業事由	

記載要領

- 1 括弧上の欄内には記載しないこと。
- 2 主要の文字は、紙印で消すこと。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

その2

許可証番号							
許可年月日	3. 昭和	4. 平成	5. 令和	年	月	日	
氏名	(フリガナ)						
又は名称	(漢字)						

氏名	(フリガナ)								
又は名称	(漢字)								
丁	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日
生年月日	0	1	2	3	4	5			
住所	都道府県		市区町村						
所在地	電話 () - 番								
営業主と積の捺印									
終了年月日	4. 平成	5. 令和	年	月	日				

記載要領

- 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

第4号様式(第2条関係)

第4号様式(第2条関係)

質 屋 営 業 再 開 届 出 書 年 月 日 鹿児島県公安委員会 殿 法人名又は氏名	
営業者の本籍・住所 氏名・生年月日 (法人の場合は、名 称・所在地・代表者 の氏名・生年月日)	
営業所の名称 所在地	
営業開始年月日	年 月 日から
届出済の休業期間	年 月 日から
	年 月 日まで
営業開始の理由	
備考 許可証を呈示すること。	

第5号様式(第2条関係)

第5号様式(第2条関係)

質屋保管設備変更届出書	
年 月 日	
鹿児島県公安委員会 様	
法人名又は氏名	
営業者の本籍・住所 氏名・生年月日 (法人の場合は、名 称・所在地・代表者 の氏名・生年月日)	
工事着工予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
変更内容及び 事由	
備考 届出書には、変更しようとする保管設備の構造図表及び図面を添付すること。	

第6号様式(第2条関係)

第6号様式(第2条関係)

資料区分	30	受理年月日	5. 令和	年	月	日
受理警察署	() 署	再交付日	6. 令和	年	月	日

許可証亡失・盗難届出書
再交付申請書

軽便営業法第8条第3項の規定により許可証を亡失し、又は盗み取られた旨届け出ます。
軽便営業法第8条第3項の規定により許可証の再交付を申請します。

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

許可証番号						
許可年月日	3. 昭和	4. 平成	5. 令和	年	月	日
氏名	(フリガナ)					
名称	(漢字)					
所在地	鹿児島県		市区町村			
	電話 () - 番					

亡失又は盗難の日時、場所	日時	
	場所	

再交付申請の理由	
----------	--

記載要領

- 最上段の欄内には記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で明記すること。

第7号様式(第2条関係)

第7号様式(第2条関係)

質物台帳 質取引人名簿		毀損・亡失等届出書
		年 月 日
鹿児島県公安委員会 様		
法人名又は氏名		
営業者の本称・住所 氏名・生年月日 (法人の場合は、名 称・所在地・代表者 の氏名・生年月日)		
営業所の名称 所在地		
届出事項	毀損	亡失
	盗難	
毀損、亡失等 の状況		
帳簿返却	年 月 日	
備考 毀損届出の場合は、当該帳簿を添付すること。		

第8号様式(第2条関係)

第8号様式(第2条関係)

質物保管命令書			
営業所	名称		
	所在地		
1 保管品			
品名	数量	特徴	質屋主・売渡(譲渡・交換)者の住所・氏名
2 保管期間			
年 月 日から			
年 月 日まで			
上記のとおり、質屋営業法第23条の規定により保管を命ずる。			
賅			
警察署長 年 月 日			